

号外第12（令和2年7月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	2
△	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	3
△	区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例【市民局区連絡調整課】	4
△	横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】	5
△	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局放課後児童育成課】	8
△	横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【環境創造局下水道事業マネジメント課】	9
△	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	10
△	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部を改正する条例【都市整備局国際園芸博覧会招致推進課】	13
△	横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【水道局資産活用課】	14
△	横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【交通局総務課】	15
△	横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【医療局病院経営本部病院経営課】	16

条 例

横浜市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第25号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「90日（特別徴収義務者については、30日）を限度として」を「その理由のやんだ日から90日以内に限り」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市市税条例第18条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請（横浜市市税条例第18条第2項の規定による申請をいう。以下同じ。）に係る期限の延長について適用し、同日前の申請に係る期限の延長については、なお従前の例による。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市 市長 林 文 子

横浜市条例第26号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人こらぼネット・かながわの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地 の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
----------------	--------------------	---------------------------

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人こらぼネット・かながわの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 27 号

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 (昭 和 34 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 の 表 保 土 ヶ 谷 区 の 項 区 域 の 欄 中 「 西 谷 町 」 の 次 に 「 、 西 谷 一 丁 目 、 西 谷 二 丁 目 、 西 谷 三 丁 目 、 西 谷 四 丁 目 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第28号

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

(横浜市地区センター条例の一部改正)

第1条 横浜市地区センター条例(昭和48年6月横浜市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「左欄に掲げる横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会」を「右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(同条例第12条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)」に改める。

別表第1の1の表中

「

横浜市北山田地区センター

を

」

「

横浜市北山田地区センター
横浜市都田地区センター

に改める。

」

別表第2の2中

「

横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ
----------------	--------------

」

を

「

横浜市都田地区センター	横浜市都田地域ケアプラザ
横浜市本郷地区センター	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ
横浜市新羽コミュニティハウス	横浜市新羽地域ケアプラザ

」

に改める。

別表第3 横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「(横浜市都田地区センターを除く。)」を加え、同表横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「(横浜市本郷地区センターを除く。)」を加える。

別表第4会議室の項中

「 150平方メートルを超え 200平方メートル以下 」	を	「 150平方メートルを超え 200平方メートル以下 」	に、
		「 200平方メートルを超え 250平方メートル以下 」	
		「 250平方メートルを超え 300平方メートル以下 」	

「 920 」	を	「 920 」	に改める。
		「 1,150 」	
		「 1,380 」	

(横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正)

第2条 横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 横浜市新栄地域ケアプラザ 」	を
------------------------	---

「 横浜市新栄地域ケアプラザ 横浜市都田地域ケアプラザ 」	に、
--	----

「 横浜市野七里地域ケアプラザ 」	を
-------------------------	---

「 横浜市野七里地域ケアプラザ 横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ 」	に改める。
--	-------

別表第3中

「横浜市たまプラザ地域ケアプラザ」を
「横浜市たまプラザ地域ケアプラザ
横浜市都田地域ケアプラザ」に、
「横浜市野七里地域ケアプラザ」を
「横浜市野七里地域ケアプラザ
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ」に改める。

別表第4に次のように加える。

横浜市都田地域ケアプラザ	横浜市都田地区センター
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ	横浜市本郷地区センター

別表第5横浜市都筑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項中「所在するプラザ」の次に「（横浜市都田地域ケアプラザを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センター指定管理者選定委員会	横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
-------------------------------------	--

別表第5横浜市栄区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項中「所在するプラザ」の次に「（横浜市本郷台駅前地域ケアプラザを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター指定管理者選定委員会	横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
--	---

別表第6中「（横浜市新山下地域ケアプラザ及び横浜市ニッ橋地域ケアプラザを除く。）」を削る。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市地区センター条例別表第1の1の表、別表第2の2及び別表第4会議室の項の改正規定並びに第2条中横浜市地域ケアプラザ条例別表第1、別表第3及び別表第4の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（ 準 備 行 為 ）

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市都田地区センターを供用するために必要な行為及び横浜市本郷地区センターに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市本郷台駅前地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第29号

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第30号

横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号イ中「 3,000,000 円」を「 5,000,000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第31号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。別表第1に次のように加える。

綱島東一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画綱島東一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

綱島東一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 自動車教習所 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B 地区	1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 3 自動車教習所 4 令第130条の7に規定する規模の畜舎 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 倉庫業を営む倉庫 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
		1 計画図に示す道路境界線アに接する敷地で、1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、

	F 地区	<p>広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p>
--	------	---

別表第3中「（当該部分に附属するエレベーター等の施設を含む。）」を削る。

別表第7に次のように加える。

綱島東一丁目 地区地区整備 計画区域	A 地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。</p>	—
	B 地区		<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 公共用歩廊</p> <p>2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ</p>
	F 地区		—

別表第8に次のように加える。

綱島東一丁目 地区地区整備 計画区域	A 地区	31メートル（敷地面積が300平方メートル以上の建築物にあつては、45メートル）	—
	B 地区	計画図に示す区域アにおいては100メートル、区域イにおいては40メートル、区域ウにおいては31メートル	

別表第12に次のように加える。

綱島東一丁目 地区地区整備 計画区域	A 地区	100分の7.5	
	B 地区	100分の10	
	F 地区	100分の15	

別表第13に次のように加える。

	A 地区	<p>建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものと</p> <p>する。</p>	
		<p>1 建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものと</p> <p>とする。</p> <p>2 建築物の壁面による圧迫感を軽減するため、建築物の柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節するも</p>	

網島東一丁目 地区地区整備 計画区域	B 地 区	<p>のとする。</p> <p>3 計画図に示す広場2に面する建築物の1階部分は、開口部を設けるなど建築物内部の活動やにぎわいを望むことができるようなものとする。</p> <p>4 屋外広告物については、過剰に照らすことを避け、光源を点滅させる照明装置は設置しないものとする。</p> <p>5 屋外に設ける建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、周囲から容易に望見されないよう遮蔽するなど乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>6 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	—
	F 地 区	<p>建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものとする。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第32号

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部を改正する条例

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例（平成29年3月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条中「政策局」を「都市整備局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第33号

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「 3,000,000 円」を「 5,000,000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第34号

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「 3,000,000 円」を「 5,000,000 円」に改める。
。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第35号

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号イ中「 3,000,000 円」を「 5,000,000 円」に改める。
。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。